

令和 7 年第 3 回定例会議決結果

番 号	議 案 名	結 果
議案第 3 9 号	令和 7 年度鹿嶋市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 4 0 号	令和 7 年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 4 1 号	令和 7 年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 4 2 号	令和 7 年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 4 3 号	令和 7 年度鹿嶋市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 4 4 号	鹿嶋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 4 5 号	鹿嶋市職員の育児休業等に関する条例及び鹿嶋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 4 6 号	鹿嶋市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 4 7 号	鹿嶋市宮鹿島神宮駅西駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第 4 8 号	鹿嶋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任
認定第 1 号	令和 6 年度鹿嶋市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第 2 号	令和 6 年度鹿嶋市水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第 3 号	令和 6 年度鹿嶋市下水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第 4 号	令和 6 年度鹿嶋市農業集落排水事業会計決算認定について	原案認定
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任
令和7年請願第3号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	採 択
意見書第 2 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書	原案可決
第 5 号 議案	鹿嶋市議会政務活動費の交付に関する条例	原案可決

【議案説明】

議案第 3 9 号 令和 7 年度鹿嶋市一般会計補正予算（第 4 号）

1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,137万2,000円を追加し、総額249億2,571万4,000円となりました。

歳入の主なものとして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などによる国庫支出金の増2,532万1,000円、介護保険特別会計繰入金、環境保全基金繰入金などによる繰入金の増3,488万1,000円、返納金などによる諸収入の増1,244万8,000円、道路橋りょう債などによる市債の増2,150万円を見込みました。

歳出の主なものとして、返還金などによる教育・保育施設入所支援事業の増1,976万7,000円、備品購入費などによるごみ処理施設管理経費の増2,323万5,000円、設計委託料などによる道路維持補修費の増1,350万円、負担金による公共下水道事業助成費の増781万4,000円、積立金による財政調整基金積立金の増2,627万1,000円を計上しました。

2 地方債の補正について

市債は、ごみ処理施設大規模改修事業、道路整備事業、消防施設整備事業、小学校大規模改造事業について限度額を変更しました。

議案第40号 令和7年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,850万円を追加し、総額54億125万7,000円となりました。

歳入として、国庫支出金の増16万7,000円、支払基金交付金の増782万9,000円、繰越金の増8,050万4,000円を見込みました。

歳出として、総務費の増50万円、保険給付費の増28万2,000円、地域支援事業費の増67万2,000円、諸支出金の増8,704万6,000円を計上しました。

議案第41号 令和7年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第1号）

収益的収支は、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、営業費用13万5,000円を追加し、総額18億369万2,000円となりました。

議案第42号 令和7年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第1号）

1 収益的収入及び支出の補正について

収益的収入は、既定の収入予算総額に、営業収益781万4,000円を追加し、営業

外収益 2,979 万 5,000 円を減額し、総額 16 億 970 万 6,000 円となりました。

収益的支出は、既定の支出予算総額から、営業費用 1,426 万 9,000 円、営業外費用 580 万円をそれぞれ減額し、総額 16 億 2,848 万 2,000 円となりました。

2 資本的収入及び支出の補正について

資本的収入は、既定の収入予算総額に、企業債 570 万円、国庫補助金 570 万円をそれぞれ追加し、総額 5 億 271 万 5,000 円となりました。

資本的支出は、既定の支出予算総額に、建設改良費 1,122 万 6,000 円を追加し、総額 9 億 102 万 1,000 円となりました。

議案第 4 3 号 令和 7 年度鹿嶋市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

収益的収支は、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、営業費用 397 万 9,000 円を追加し、総額 1 億 986 万 2,000 円となりました。

議案第 4 4 号 鹿嶋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づくシステムの標準化に伴い、新たに実装される「住登外者宛名番号管理機能」を扱う事務について、マイナンバーの独自利用事務等として位置付けるため、条例の一部を改正するものです。

議案第 4 5 号 鹿嶋市職員の育児休業等に関する条例及び鹿嶋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、職員の仕事と育児の両立支援の拡充を図るため、関連する条例の一部を改正するものです。

議案第 4 6 号 鹿嶋市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例

消防団員の定数を実態に合わせるため、条例の一部を改正するものです。

議案第 4 7 号 鹿嶋市営鹿嶋神宮駅西駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例

鹿嶋神宮駅西駐車場の料金体系の見直しをするため、条例の一部を改正するものです。

議案第 4 8 号 鹿嶋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、引用する条文の条ずれの修正を行うため、条例の一部を改正するものです。

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものです。

宮 沢 政 治 （再任）

昭和 5 2 年 4 月に鹿嶋町役場に入庁し、市制施行後、市民福祉部長や企画部参事等を歴任するなど、市行政運営に手腕を発揮しました。

また、市役所在職中、社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会や鹿嶋市土地開発公社の理事を務めるなど、幅広く活動を展開してきました。

令和 2 年 1 月 1 日付けで法務大臣から鹿嶋地区の人権擁護委員の委嘱を受け、地域住民の人権相談業務、人権意識の啓発・啓蒙活動等を精力的に行ってきました。

この度、令和 7 年 1 2 月 3 1 日の人権擁護委員任期満了に伴い、改めて候補者として推薦するものです。

認定第 1 号 令和 6 年度鹿嶋市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 令和 6 年度鹿嶋市水道事業会計決算認定について

認定第 3 号 令和 6 年度鹿嶋市下水道事業会計決算認定について

認定第 4 号 令和 6 年度鹿嶋市農業集落排水事業会計決算認定について

令和6年度の鹿嶋市一般会計及び特別会計，鹿嶋市水道事業会計，鹿嶋市下水道事業会計並びに鹿嶋市農業集落排水事業会計の決算について，認定を求めるものです。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者の推薦について，人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

宮 沢 政 治（再任）

民間企業の勤務を経て，昭和52年4月に鹿島町役場（当時）に入庁し，市民福祉部長や企画部参事として行政運営に手腕を発揮してきました。

また，在職中は，社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会や鹿嶋市土地開発公社の理事としても尽力し，豊富な行政経験を有しています。

令和2年1月1日付けで鹿嶋市人権擁護委員に就任してからは，人権相談活動や人権啓発活動を精力的に行っています。

令和7年請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

〔請願主旨〕

学校現場では，子どもの貧困・いじめ・不登校，教職員の長時間労働や未配置など，解決すべき課題が山積しており，子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには，加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により，小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また，中学校においては2026年度から引き下げる方針となっています。今後は，高等学校での早期実施と，きめ細かい教育活動をすすめるために，さらなる学級編制標準の引き下げ，少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については，2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中，独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが，自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても，一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり，国の施策として定数改善にむけた財源保障をし，ゆたかな子どもの学びを保障するために，国庫負担制度の堅持，さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

今国会では，学校の働き方改革の推進と教員の処遇改善をはかるとして，給特法等

の一部改正法案が国会に提出されています。法案では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備がはかられるものの、「業務の3分類」をはじめ実行は自治体ごとの対応となっています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

[請願事項]

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

意見書第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっています。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するために、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

今国会では、学校の働き方改革の推進と教員の処遇改善をはかるとして、給特法等の一部改正法案が国会に提出されています。法案では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備がはかられるものの、「業務の3分類」をはじめ実行は自治体ごとの対応となっています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支

援が不可欠です。

よって、国に対し、「学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。」、「教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。」、「自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。」を強く要請し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

第5号議案 鹿嶋市議会政務活動費の交付に関する条例

地方自治法第100条第14項から第16項の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため、政務活動費を交付することができるとされています。

本市におきましても、議会活動の充実及び市政に関する調査研究を推進し、市民に対する説明責任を果たすとともに、開かれた議会を実現するため、政務活動費制度を導入する必要があるため、政務活動費の交付に関する条例を制定するものです。